

通販拡大で小口貨物の輸入急増、免税見直し進む

◆米国は800ドル以下の小口輸入貨物の免税や輸入手続きを見直し

2024年9月、米国政府は、小口貨物の輸入に関する免税措置や手続きを見直すと発表した。米国では、輸入申告価格が800ドル以下の貨物については関税が賦課されず、また簡易的な手続きで輸入できるため、オンラインショッピングの普及と共に、小口貨物の輸入は過去10年間で7倍の年間10億件と急拡大している。米国政府によると、小口輸入貨物の約30%は、SHEINやTemuなどの中国発のアパレルブランドの製品であり、これらの企業の製品は、知的財産権の侵害や新疆ウイグル自治区での強制労働で生産された懸念があるという。また、中国産の合成麻薬フェンタニルの違法輸入にも小口貨物が悪用されているとしている。

見直し案では、繊維製品・食品・機械類など対中追加関税措置の対象品目については、小口貨物でも関税を賦課するほか、関税分類番号など輸入に際して必要な情報を増やす。バイデン政権は連邦議会に法制化を要請し、任期内である25年1月までの法案成立を目指している。

◆主要国で免税措置見直しの動き、日本も輸入が急増し実態把握を進める

小口貨物の輸入については、主要国で免税措置や手続き簡素化の措置がとられてきたが、国内事業者との公正な競争条件の阻害や、知財権侵害製品・違法薬物の密輸や脱税など犯罪の温床になっているとの懸念から見直しが相次いでいる。

シンガポールは23年1月、ブラジルは24年8月に小口貨物の輸入に関する免税措置を廃止した。EUも24年7月に発表した関税制度見直し案において、小口貨物の免税措置を修正する方針を示している。

日本では、個人輸入で価格が16,666円以下の場合、関税や消費税が賦課されない。小口貨物の輸入件数は2年間で倍増しているが、小口輸入は手続きが簡素化されているため詳細な情報がなく、実態が把握できないという課題があった。このため、23年度から輸入申告に必要な情報を追加したほか、財務省とアマゾンジャパンが知財権侵害製品の輸入阻止協力に関する覚書を締結するなど、政府とECプラットフォーム企業が連携し実態把握を進めている。

【今村弘史】